

成年後見制度利用促進委員会 第3回議事録

内閣府成年後見制度利用促進委員会事務局

第3回成年後見制度利用促進委員会 議事次第

日 時：平成28年11月21日（月）13:55～15:55

場 所：中央合同庁舎第4号館2階220会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 成年後見制度利用促進基本計画の案の作成に当たって盛り込むべき事項について
・ワーキング・グループにおけるこれまでの議論の中間的な報告
- (2) 意見交換

3. 閉 会

○大森委員長 定刻ちょっと前ですけれども、皆さんおそろいでございますので、始めさせていただきます。よろしいでしょうか。お忙しいところを御参集いただきまして、ありがとうございます。本日、第3回の委員会でございます。

代理の方を含めまして、15名の委員が御出席でございます。

本日、初めて瀬戸委員が御出席です。一言、御挨拶があれば、どうぞ。

○瀬戸委員 どうも皆さん、なかなか出られなくてすみません。福岡からやってまいりました精神科医の瀬戸でございます。精神科医ですので、診断書・鑑定書を書く機会が大変多くて、そのことも踏まえて、そういう現場からの意見を述べさせていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、皆様方のお手元に本日の議事次第がございまして、本日は、この前の第2回委員会で検討の視点に基づきまして2つのワーキング・グループで御検討いただくことになっていまして、本日はそのワーキング・グループからの御報告をいただき、それをめぐって皆様方の御意見を伺うということでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、新井委員、山野目委員、そして事務局からも御説明いただきまして、議論に入りたいと思います。

それでは、新井先生からお願いします。

○新井委員 それでは、私のほうから報告させていただきます。

まず、私から、利用促進策ワーキング・グループにおけるこれまでの議論について説明し、引き続いて、山野目主査から、不正防止対策ワーキング・グループにおけるこれまでの議論について説明いただいた上で、事務局において資料に即して説明をいただきたいと思っております。

利用促進策ワーキング・グループは、これまで3回開催され、委員及び外部の団体等から、法定後見、任意後見に係る取組状況や利用促進に向けた課題、具体的方策等についてお話を伺い、意見交換等を行いました。その中で、特に地域における社会的ネットワークの検討、具体的には全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、成年後見人、家庭裁判所、地方公共団体、市町村及び都道府県、成年後見等実施機関、医療・福祉関係機関、金融機関、専門職団体等の相互の連携を確保する新たな仕組みの検討を行っています。

検討に当たっては、利用促進策の強化が必要な場面を想定し、場面ごとに解決すべき課題を整理しつつ、議論を進めています。今後は、地域の実情にも配慮しつつ、利用促進策の強化が必要な場面及び解決すべき課題を念頭に、1 関係者の今後強化すべき具体的な役割、2 これら関係者間の連携の核となる機関の任務及び設置・運営形態、3 国・都道府県・市町村が果たすべき役割について、具体的に整理していきたいと考えております。

私からは以上です。

○山野目委員 引き続きまして、不正防止対策ワーキング・グループの審議の経過を御報

告申し上げます。

こちらもこれまで3回にわたり開催されまして、委員及び外部の団体等から法定後見、更には任意後見に係る取組状況や不正防止に向けた課題、具体方策等についてお話を伺い、意見交換等を行ってまいりました。

具体の論点を御紹介申し上げますと、とりわけ利用促進策ワーキング・グループで議論がされた、ただいま新井主査から紹介さしあげましたところの、地域における社会的ネットワークの重要性を確認し、そのうちとりわけ監督機能に係るものの検討を進めてまいったところでもあります。監督機能に係るもの一般の検討をしてまいったことはもちろんのことでもありますし、加えて任意後見制度における不正防止策という論点も重要であるという認識の下で検討を行いましたし、後見制度支援信託がございませぬけれども、これのみに任せきりにするわけにはまいりませぬから、これと並立するといひますか、これに代替する預貯金の管理・運用の在り方についての具体的な検討を行いました。

ヒアリングに際しては、地域の金融機関の方が実践なさっている事例の紹介もいただき、それを踏まえた議論もいたしました。今後これらの点について更に具体的な検討を行ってまいりたいと考えますけれども、ただいま新井主査からお話もありましたとおり、2つのワーキングに共通する部分も多うございまして、これらについての資料に即した更なる詳しい説明は、事務局からお願いいたします。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

では、事務局。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、事務局から資料1について御説明をさせていただきます。お手元の資料1をご覧いただきたいと思ひます。28年11月21日とありまして、「ワーキング・グループにおけるこれまでの議論の中間的な報告」となっております。

「はじめに」ということで経緯を書かせていただいております。成年後見制度の発足から促進法の成立までの経過をここに書かせていただいております。御案内のとおり、国民の皆様により広く、また安心して成年後見制度を利用していただくための対応を強化するために、ことし4月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が議員立法で成立し、5月に施行され、内閣総理大臣を議長とします促進会議から、この促進委員会に対して意見を求めるということで、9月16日の促進会議で基本計画の案の作成方針を決定し、その基本計画の案の作成に当たって盛り込むべき事項について、本委員会に意見が求められているという経緯が書かれております。その後のワーキング・グループでの検討の状況につきましては、両主査からお話がございましたので、省略をさせていただきます。

その後ろに別添1と別添2という資料が、あわせてセットで中間的な報告ということでもとめております。別添1につきましては、本委員会においてまとめいただきました検討の視点に基づきまして、各委員の意見を挙げさせていただいたものでございます。内容

的には別添2の資料と重なる部分も多いと思いますので、別添2の資料でこの場では説明をさせていただきたいと思います。

別添2の資料をご覧いただきたいと思います。こちらは、成年後見制度（補助・保佐・後見、任意後見）利用促進策の強化が必要な場面というのを7つ設定いたしまして、それぞれの場面ごとに解決すべき課題について議論をいただき、まとめたものでございます。ワーキング・グループの場におきましてお配りしたものを、かなり多く、先生方の意見を盛り込んで充実させたものになっております。

場面1「利用者・関係者への制度紹介・情報提供」、まず制度を知っていただくという場面におきまして、委員及びヒアリングで寄せられた主な意見を御紹介してまいります。

まず制度が知られていない。保佐・補助・任意後見といった選択肢も知られていないといった御意見。

制度のイメージも悪く、身内の助けも得られない等どうにもならない状況になって初めて、仕方なく制度を使う人が多いのではないか。

行政職員や福祉・医療関係者の中で、権利擁護や成年後見制度の重要性・メリットについての理解・認識が十分ではないのではないか。

成年後見制度は、本人の側に立って生涯を通して支える法的キーパーソンを得られる制度であり、消費者被害や虐待への対応、また、在宅で適切な福祉サービスを利用支援していく、また財産管理ということを通じて、本人意思を尊重したその人らしい人生を支えるといったモデルケースを周知するような啓発が必要である。

ホームページ、パンフレット、市町村での講演会等では限界がある。利用者の声も取り上げつつ、国も制度の有効な利用策を周知していくべき。

成年後見制度を今後、支援に重きを置いた運用に変えていくということを周知すべき。

障害者の個別のニーズを踏まえて周知・啓発を考えていくべき。

成年後見制度の利用啓発においても、地域の中核となる機関の役割は大きいのではないか。

認知症サポーターや自閉症サポーターの養成活動などの機会を通じた啓発も行うべき。

大学の法教育、社会人講座の充実も重要である。

地域において、成年後見制度の有効性の認識を高めていくためには、地域に積極的に出向いて説明会・相談会を継続的に実施することが有効であり、行政が継続的にそうした役割を担えば、行政の中での認識も深まっていくのではないかという御意見がございました。

それらを踏まえました課題として2点挙げさせていただいております。

成年後見制度の利用促進に向けて、成年後見制度の周知や権利擁護支援の重要性の啓発等に力を入れていく必要があるところ、各地域において社会的ネットワークやその中核となる機関の整備を検討していくに当たり、中核となる機関の役割（地域の関係機関への周知依頼等）や、具体的な推進策をどう考えるか。

2点目として、特に任意後見や保佐・補助について周知し、早期の段階からその利用を

促進するために必要なことは何かということ課題として挙げさせていただいております。

2 ページ目に参ります。場面 2 「早期の段階からの権利擁護支援の検討開始」、権利擁護支援の必要な人を地域で発見していくという場面になります。

委員及びヒアリングにおける主な意見といたしましては、親族などが気軽に相談できる相談機関が少ない。駆け込み寺のようなものが必要である。

権利擁護や成年後見制度の利用の必要な人を地域で発見していくためには、身近な地域における成年後見相談機関の整備、それから、あそこに行けば相談が受けられるという周知が広く行われることが必要である。

独居の高齢者や障害者の消費者被害、虐待など、権利擁護の必要な人はみずからSOSの声を上げられない人が多い。そうしたニーズに気づき、情報を専門機関につなぐ機能が弱いのではないか。

地域のつながりが薄れる中で、地域の見守り活動をどう発展させていくかが重要である。

行き詰まっている人がいるのがわかっても、それが成年後見制度の利用ニーズだと認識されず、医療や介護につなげればよいと思われている現状がある。

現時点で成年後見制度にかかわる施策について、幅広く取組を行っている自治体はいまだ多くない。ワンストップの機関があれば、直ちにそうした手を上げられない人の情報が集まるわけではないけれども、地域の身近な発見者がその機関に相談を持ち込むような関係をどうつくっていくかが重要である。関係機関を初め地域全体の啓発が必要である。

地域包括センターの地域支援事業としての権利擁護業務の機能強化、研修体制の強化が重要ではないかといった御意見がございました。

課題といたしまして、成年後見制度の利用について相談したい人、情報を得たい人がしっかりと相談や情報を得られるような体制を各地域でどう進めるか。

特に任意後見や保佐・補助について、早期の段階から本人や親族等に利用の検討を促す機会をどう住民の身近に確保していくか。

権利擁護支援が必要だが、その声を上げられない人について、地域においてどのように発見し、適切な支援につなげていくか。

福祉・医療関係者等、そこに例示したいろいろな機関や行政職員が、権利擁護支援や成年後見利用の重要性についてどう更に認識を深め、その利用促進への取組の関与を強めていくかといったことが課題だと思われまます。

場面 3 「成年後見制度利用に向けた利用者ニーズの見極め（利用者の意思決定支援と、成年後見等実施機関による検討）」、多機関参加によるニーズの精査と支援の方向性の検討とさせていただいております。

3 ページ目に参ります。委員及びヒアリングでの主な意見でございます。

各相談機関・関連事業者にせつかく情報があっても、それが集約されず、適切な支援につながっていないのではないか。

地域包括支援センターの職員やケアマネジャー、医療ソーシャルワーカー等が成年後見

制度利用のニーズを把握できていたとしても、行政や社会福祉協議会などの実施機関につなげる仕組みが弱い。どこにつなげればいいかが不明確であるといったような現状があり、行政が積極的に関与してつなぎの仕組み、ネットワークをつくることが何よりも重要である。

個人のニーズは非常に多様であり、地域の福祉や法律の専門職と行政等が一緒になって各ケースのニーズ評価を行う機能、あるいは本人・親族の意思決定支援の取組があつて初めて適切な支援や制度の活用につながる。

社会的ネットワークの中核を担う機関においても、任意後見を含めた制度に関する相談、利用に関する積極的な周知、普及活動を行うことが期待される。

課題といたしましては、早期の段階で任意後見制度や保佐・補助の利用を考える人に対し、適切なサポートをする仕組みづくりをどう進めるか。

地域における発見者等からの連絡を受けて、権利擁護ニーズの更なる聞き取りを依頼したり、そうした情報を集約し、支援の検討につなげる仕組みづくりをどう進めるか。

集約された情報をもとに、制度利用を念頭に必要な支援策を検討する体制づくり（専門職の参加等）をどう進めるか。

地域において制度の利用促進の中核となる機関を設置する場合どのような機能が必要かといったことを掲げております。

場面4「本人・親族申立の支援及び市区町村長申立を適切に行える体制の整備」ということで、顕在化させたニーズに対応できる体制整備という場面になってまいります。

主な意見といたしましては、地域において、制度利用促進の社会的ネットワークを構築するとともに、その中核を担う機関を設置し、相談対応、市民・親族後見人等の教育・研修・サポート、地域の専門職団体等との連携、後見人等の候補者の調整、後見開始後の支援といったようなことを行わせるべきではないか。

そうした中核を担う機関の設置・運営には、何らかの形で行政が責任を負うべきではないか。

本人や支援者が最初から家裁に相談に行くというのは現実的ではなく、中核的な機関が機能している地域とそうでない地域で現状として対応に違いが出ている。国と都道府県の役割が重要である。広域でそうした機関を設置しているという地域もあり、参考にすべき。

4ページ目に参ります。制度利用促進のための機関は、各市区町村レベルと、裁判所の支部レベル（ある程度の広域）双方に設置することが考えられるのではないかという御意見がございました。

機能しないセンターをつくっても意味がないという御意見もありまして、支援チームをしっかりと整え、成年後見人の活動をチームで支援していくことが重要であるという御意見。

行政は人事異動もあり、直営で中核的な機関を設置すれば機能するというものではなく、地域の専門職など関係者が責任を持って自発的・積極的に活動に参加する機関でないと有効に機能する機関にはならない。

先進的な取組を行っているセンター、広域的に設置されているセンターなど、現在も地域の実情に応じてさまざまな主体が活動しており、そうした活動を継続できるような柔軟な形を考えていくべき。

ワンストップといっても、一つの機関で相談から支援まで全て抱えるというのは難しく、とりあえず受けるが、支援は別の機関に依頼する、地域の関係者がそれに協力する、中核的な機関はそのコーディネートを担うといったことを基本に、地域における関係機関の役割分担や連携の仕組みを整備していくべきという御意見。

障害者につきまして、障害者の成年後見人の活動については、親御さんができる限りかわるとともに、親御さんに次いで障害者の特性を理解する法人やNPOなどにその役割を受け継ぎたいというニーズが強く、厚生労働省も法人後見の役割を重視してきた経緯がある。

また、授産施設に通う障害者が毎日立ち寄るなどの継続したきめ細かい支援は法人後見がなじむ面がある。障害者は長い期間の支援が必要ということもあり、法人後見を地域の中で誕生させる、機能させることが大切という御意見。

成年後見制度医療支援事業が全自治体で使われることや、首長申立て以外や後見類型以外でも助成がなされるようにしていくことが重要であり、財源の確保が必要であるという御意見。

任意後見受任者として、親族以外の専門家、法人等、その資格の在り方を確認していく必要があるという御意見。

日常生活自立支援事業については、保佐・補助につなげる、成年後見が必要になった場合は切りかえるなどの工夫をしながら、引き続き活用していくべき。

家裁における報酬の在り方につき、裁判官の共通認識の形成や目安の設定ということができないか。自治体の報酬助成制度との整合性や、後見人等の仕事との見合いで加算基準を設けるなど具体的に検討していくべきといった御意見がございました。

課題といたしまして、後見制度の利用等必要な支援に結びつけるため、地域の専門職の協力を得られる体制整備を全ての地域で進めるためにはどのような取組が必要か。既存の組織等を有効に活用しつつ、社会的ネットワーク、その中核となる機関をどう機能させていくか。

また、次の点ですけれども、地域の体制づくりを進めるためには、親族や本人を日常的に見守り支えるチームづくりが重要となるが、どのように進めればよいか。

必要に応じて周辺市区町村とも協力しつつ、各市区町村が地域の体制整備を進めるために、どのような必要か。またその支援のため、都道府県及び国が取り組むべき課題は何か。

5ページに目に入っております。市民後見人や成年後見人等を行う法人など、成年後見制度の担い手の育成・活用をどう進めるべきか。

申立てや報酬に必要な助成の充実に向けてどう取り組むか。

日常生活自立支援事業の利用者のうち、必要な者については、スムーズに保佐・補助等の利用につなげる取組をどう進めるか。

中核的な機関の整備に当たり、まずどのような機能を優先して整備を進めるのが現実的かといった課題を挙げております。

場面5「後見等開始に向けた本格調整及び申立ての実施」、確実な後見を開始するという場面でございます。

主な意見といたしまして、各地域において、社会的ネットワークやその中核となる機関を中心として、後見等の開始に向けた本格調整や申立て支援を進めることが必要。

本人の身上保護を含めた適切な支援を行っていくためにふさわしい成年後見等候補者とそのサポート策について、地域で本人をよく知る支援者などの関係者が裁判所に提案できる体制を目指すべきである。

知的障害者については、地域で暮らせる支援が重要。長年暮らしてきた家族や常時支援してきた福祉関係者も後見人のキープレーヤーとして重視し、検討していく必要がある。ただし、社会福祉施設等を経営する法人については、利益相反のチェック、監督の仕組みが重要といった御意見がございました。

課題といたしまして、本人・家族の意向・ニーズに即した後見等が運用されるよう、ふさわしい後見人等の候補者を選任できる体制をどう整備するか。

後見の運用開始後、本人の状況や成年後見人等の状況に応じて、一緒にチームを組んで本人の心身の状態・生活の状況等を日常的に見守る体制整備をどう進めるか。

親族が申立て手続を円滑に進められるようにするための支援・体制といったことが課題となっております。

場面6「後見開始後の継続的な支援」、適切なケアというところでございます。

主な意見といたしまして、後見開始後も、親族後見人や市民後見人等が日常的な相談支援が受けられる体制を整備するとともに、専門職を含めたさまざまな主体が支援にかかわり、本人や親族の状況変化や意向に沿って成年後見制度が運用されるよう、家裁と地域のネットワークが連携・協働する仕組みが必要である。

障害者の場合は特に、長期にわたる身上監護、見守り、意思決定支援が重要ということがあり、施設や病院からの地域移行、障害の医学モデルから社会モデルへの転換、合理的配慮の必要性といったようなことを重視して、障害者のバリアを変えていく環境や支援の在り方を考えていく必要がある。成年後見人は重要なキーパーソンであり、自閉傾向、行動障害のある人を理解できる成年後見人等による継続的な支援が必要である。

障害者を地域で支えていくためには、住まい確保の支援などで制度を活用していくべきである。

成年後見の利用者がメリットを感じられる制度にしていくためには、制度利用開始後のサポート体制の整備こそ重要である。

各地域において既に家裁と法律専門職関係者との連携はできており、これを活用したネットワークづくりを進めていくことが現実的である。

成年後見人等候補者の推薦あるいは交代といった機能も含めながら、身上監護の支援を

十分行える組織の設置が求められるという御意見がございました。

課題といたしまして、成年後見制度を本人の意思決定（よりよい人生の選択・決定）の支援の制度として活用していくため、どのような取組を行うべきか。

本人の身上監護に関する情報や、どのようなニーズがあるかということを経験者と共有し、後見等の開始や運用に生かしていく仕組みをどうつくっていくか。

成年後見人と本人に身近な親族、福祉等の関係者、福祉・法律の専門職がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的にフォローするような体制をどうつくっていくか。

地域の社会的ネットワークの中核を担う機関が、そうしたチームの編成や、サポートのコーディネートを行うとともに、家裁とも情報を共有し、成年後見人による財産管理の方針や、身上監護の方針に生かしていく取組をどう進めるか。

各地域における社会的ネットワークの強化を進める協議会において各専門職団体や関係機関等が協力する体制づくりをどのように進めるか。広域での対応ということで、市町村の支援の観点から都道府県の役割をどう考えるか。

移行型任意後見契約がなされているケースのうち、特に本人の権利擁護のために支援が必要な見守り機能の強化についてどう考えるか。

地域の状況はさまざまであることから、直ちにそういった中核となる機関を全地域で全機能を実施することが難しい現状も踏まえて、現実的に優先すべき機能についてどう考えるか。

現行法上は、成年後見人の交代については、辞任か解任しか認められていないということがありますがけれども、本人と成年後見人との関係がうまくいかなかったときの対応策についてどのように考えるべきかといった課題を挙げさせていただいております。

最後の場面7「後見等の不正防止」でございます。

主な意見といたしまして、不正事案の大部分は、親族など専門知識がない成年後見人によるものであり、成年後見人としての責任や義務に対する理解不足等がその原因となっている。

地域におけるネットワークの中でさまざまな主体が成年後見の事案にかかわることで、知識不足から来る不正を未然に防止することができるのではないか。

成年後見制度支援信託以外の成年後見人の財産管理の負担軽減・不正防止のための金融機関における新たな取組が重要であり、地域の金融機関の自主的な取組の促進・後押しが必要である。

全国における信託の延べの信託額はかなりの額に上っている。これにかわる新たな取組をしていくことが、地域の金融機関にとっても無視できない問題になっていることを周知してほしい。

地域の金融機関の声かけ機能は、社会的ネットワークの一つの重要な要素になる。

不正の機会、正当化をなくしていくシステムを考えていくことも重要であり、横領がで

きない仕組みづくりを検討すべきといった具体的な御提案もございました。

成年後見人による故意の横領を担保する保険制度を検討するべきではないかといった御意見がございました。

障害者の成年後見人として、社会福祉施設等を経営する法人の役割を考えていく際、法人の相互チェックなど、利益相反への監督の仕組みを検討する必要がある。

移行型の任意後見について実務上の権限濫用防止策の検討が必要である。

そういった任意後見監督人の人材養成も必要である。

任意後見型の信託の開発ということにも取り組むべきである。

地方の金融機関や、金融機関以外の新しい信託の受託者も考えていくべきである。

リーガルサポートで担っているオンラインでの不正防止機能も、新たなネットワークの一部として更に活用できるはずである。制度的な裏づけがあれば、守秘義務との関係のより明確にできるという御意見。

社会的ネットワークは、基本的に発見、相談、支援、サポートといった機能が主眼であり、監督機能とは分けて考えるのが自然という御意見。

例えば、支援は社協、法的問題の解決はリーガルサポートが担いながら地域の中核となる機関で情報を総合し、家裁とも連携をとっていく形が考えられないかといった御意見。

全国的な不正防止機関と住民に身近な利用促進・支援機関との関係については、今後、各専門職団体において検討がなされるべきといった御意見がございました。

課題でございます。不正防止についても、各地域でさまざまな取組がなされているということで、最後のページに参りますけれども、社会的ネットワークにおける「支援」の機能と「不正防止」の機能をどのように考えいくか。

専門職を含めた不正の動機・機会・正当化をなくしていくための仕組みづくりとして、どのような対策が考えられるか。リーガルサポートなど、既存の不正防止の取組体制を今後どのように活用していくことが考えられるか。

現行の信託にかわる金融機関における新たな取組をどのように促進していくか。

移行型任意後見契約が適切に発効しないようなケースの発見といったことについて、社会的ネットワークの機能との関係でどう考えるかといったことを課題として挙げさせていただきます。

最後に、そういった場面ごとの課題を踏まえまして、各関係者の今後強化すべき具体的な役割、これらの関係者間の連携の核となる機関の任務及び設置形態、そして国・都道府県・市区町村において果たすべき役割等について、更に具体的な検討を深めていくこととするなっております。

長くなりましたが以上でございます。

○大森委員長 御苦労さまでした。

お二人の主査からの御報告と、それを補強する事務局からの御説明がございまして、たくさん御意見と課題が抽出されています。

本日は、皆様方に自由に議論していただいて結構だと思っておりますけれども、その際、今詳しく御説明がございましたように、今回は場面という工夫が凝らされていて、場面1から7ですけれども、7は不正防止ですから、場面1から6まで全部かかわるような構成になっていますので、どこからでも結構ですけれども、皆様方お気づきの点があれば出していただいて、今後のワーキング・グループの検討及び本委員会の検討に資したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。どなたからでも結構ですので、御発言いただいてもよろしいと思います。

久保さん、どうぞ。

○久保委員 今ほど検討の中間報告的なまとめを発表していただきまして、私どもが望んでいる部分も多々入れていただいておりますので、大変ありがたく思っております。私ども利用者側としましては、今までは成年後見による代理決定ばかりに気をとられているような感覚を持っておりまして、代理決定を重視されていて、本人のニーズに沿った成年後見になっていないなというので、利用をしようという気にならなかったというのが今までの成年後見制度ではないかと思っております。

高齢者とか障害者の意思をできるだけ丁寧に酌み取っていただきたいという、今ほどのまとめのところにも書いていただいておりますけれども、要は私たちが望んでおりますのは、いわば視覚障害者の方がマラソンなどを走られるときの伴走者のような感じです。引っ張るでもなく、後ろから押すでもなく、お互いにバトンをしっかりとって、その障害のある方の呼吸だとか、足音だとか、足の運びだとか、そういう細かいところに気を配りながら、寄り添いながらゴールまで走っていく、そういう人生の伴走者になっていただく、そんな制度であっていただきたいと思っております。

その中で、生活であったり、財産であったり、権利であったりということを守っていただく。そんなことを私たち利用者としては願っております、その利用者が、そういう制度であれば利用したいと思えるような制度の運用に変えていただけたらありがたいと思っております、利用を促進させるPRの部分と、今申し上げたような人生の伴走者になっていただくという思いでの成年後見制度に運用を変えていただきたいというのを基本的には思っております。

その中で、前にも私は発言させていただいたのですが、鑑定書とか医師の診断書というのは、どうしてもそのまま正確に真面目にきちんとやると、知的障害の多くの方が後見になってしまうのです。ですから、診断書を変えるということも検討していただきたいのですが、そうでなければ意見書みたいなものをそこにくっつけるというような形をしていただけないかと思っております。計算はできなくても、日常の生活の中で判断できるという人は結構たくさんおられますので、財産管理はちょっと難しいけれども、ほかの部分での自分はこうしたいという、そんな思いをしっかりと伝えることができる人もたくさんおります。そういう意味で、診断書に意見書を添えさせていただいて、こういう部分は本人が意思決定できますよとか、そういうことをお伝えできる仕組みにさせていただ

ると、そこを勘案していただいたの診断書であったり、鑑定書であったりということで、後見か保佐かというところを見きわめていただけたらありがたいなと思っております。

それから、今まで親でも必ず100%そうかというところとそうでないかもわかりませんが、第三者の後見を利用した場合、私たちのところに届いている声は、ちっとも本人のことを見に来てくれないという声がとても多くあるのです。財産管理だけで本人のことを全然考えてくれないという意見がたくさん私たちのところに届いていますので、第三者後見の身上監護に対する思いが少し低いといえますか、そういうところが本人の生活の質だとか、本人らしい暮らしになっているのか、本人が豊かに暮らしているのかということと、それを下げてしまっている部分があるのではないかと感じています。そういう意味では、福祉のサービスを利用するときには相談支援事業所を使いますので、福祉の専門職だとか、今まで本人がホームドクターにしていたお医者さんだとか、今まで本人にかかわってきたいろいろな人たちがチームで支えていただき、対応していただくというようにしていただけたらありがたいなと思っております。

それから、後見人の選任の部分ですけれども、必ずしも親族後見が適切かというところとそうでない人も中にはおりますので、それも含めてではありますが、本人の身上監護のニーズを踏まえたふさわしい人がちゃんと選任されて、活用されていくような選任の仕方を考えていただきたいと思っています。ニュースでも、不正を犯した方が御本人に対してどういうお気持ちですかと聞かれたときに、私はあの人に選任されていません、裁判所に選任されたのです、みたいなことをおっしゃるような方が後見人として選任されるとなると、家族としてはとてもいたたまれない気持ちになりますので、その辺のところもよく人選をしていただいて、選任をしていただけたらありがたいなと思っています。

○大森委員長 ありがとうございます。

本人の意思を尊重することも、それから身上配慮義務もみんな入っているのですけれども、それが本当に実現しているだろうか。でき得れば人生の伴走者としての後見人の在り方みたいなものをもうちょっときちんと議論してほしいというのは、私もそのとおりではないかと思っています。

ただ、今、後のほうで出てきた鑑定書や診断書の在り方について、少しこの中で御発言がある人がいたら出していただきましょう。お願いします。

○池田委員 今、御意見いただいたとおりだと思っておりますが、委員長がおっしゃるように、そのためには少し変えていただきたい部分がたくさんあります。やはり診断書というところ、申立てというところで財産管理の問題、財産に関しての能力という部分だけという形になりがちですし、また、それを中心にして、ではどのような後見人、保佐人、補助人が必要なのかといったところのマッチングと私どもはよく言いますが、その部分でも本人が持っている財産の在り方、その多寡などで考えていただくことが実は多いのではないかと。そして、その結果として報告というところで後見人・保佐人・補助人が上げていく報告のところも、財産管理の問題を中心に見ざるを得なかった今までの家裁の体制だ

ったのかもしれませんが、そのところを形としても変えていただく。その部分で今考えていただいている後見実施機関というところで、どういった部分がサポートできるのかという考え方で考えていただくのが大変重要なのではないかと思います。

そういった中では、今お話しいただいたのですけれども、チームで支援をしていくという考え方、まさに社会的ネットワークというところでの一員になる。つまり、ソーシャルワーク的な支援と私は考えていますが、これは資格の問題ではなくて、市民などが大変よくやっけていただいているところで、それをどのようにしていくのかというところももう一つ核になると思うのですが、立場的には是非、チームの一員だけでも、権利擁護という意味では、本人側にしっかりと立ち切ることができるのが本来の後見人・保佐人・補助人の役割だということは、逆に後見人等を担う私からは申し添えさせていただきたいと思えます。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○新井委員 久保委員の発言を非常に重く受けとめました。つまり、本人に寄り添うための成年後見制度にしたいということです。これまでもそういう視点での検討はあったと思いますけれども、ややもすると社会的ネットワークのほうに力がかかっている、社会的ネットワークができれば全てうまくいくというような雰囲気があったのに対して、久保委員は明確に、本人に寄り添う利用者のための制度にしてほしいということをおっしゃったことは、これからの検討の大きな視点にしていかなければならないと思えます。

今日はいらっしゃっていませんけれども、野澤委員も11月6日の毎日新聞の社説、多分これは野澤委員が書かれたのだと思いますが、結論として2行、こうおっしゃっています。

「本人の意思を十分に酌み取った支援こそ、成年後見制度に最も必要だ。財産管理が中心の現行制度を根底から見直し、本人が利用したくなる成年後見制度にしなければならない」とおっしゃっています。これも恐らく久保委員と同趣旨のものだと思えます。

では、本人に寄り添う制度とはどうしたらいいかということ、私の目から見ると3つのポイントがあると思えます。1つは身上監護の強化、2番目が意思決定支援の強化、3番目が医療同意について明確な規定を設けるということだと思えます。

身上監護を強化するということですが、これについては利用促進法できちんと掲げられていることですが、民法859条1項というのがあって、後見人は被後見人の財産を管理し、かつその財産に関する法律行為について被後見人を代表するという規定です。後見人の権限を明確に財産管理に限定しているのです。そういう中で我々は身上監護の強化ということをしていけなくて、是非ここはこれから知恵を出していかなければいけないところだと思えます。例えば施設の入所契約なども、現行の理解では財産管理契約の一つとして捉えられているということで、そういうことで本当にいいのだろうかというところの検討を更にしていく必要があると思えます。

それから、利用促進法で保佐・補助の活用と言っているのですが、今の3類型の中では、後見類型の鑑定が出れば、これは自動的に後見のほうに行かざるを得ません。後見の選択肢しかないという状況の中で、なおかつ補助のほうに誘導していく策はどのようなものがあるのだろうかということも検討していく必要があるだろうと思います。

それから、先ほど紹介のあった意見の中に、医療モデルから社会モデルへということも身上監護を強化する意味で非常に重要なのですが、ただ、現行の鑑定の在り方などを考えたときに、社会モデルへの移行についてもきちんと考えないといけないと思っています。障害者権利条約は意思決定支援ということを非常に強く言っているわけですが、それとのバランスからして、民法と障害者権利条約との関係をきちんと捉えていくことも重要だろうと思っています。

さらには、意思決定支援ですけれども、やはり障害者別のマニュアルをつくる必要だろうと思っています。久保委員の発言は、必ずしも高齢者が念頭になかったのかもしれませんが、高齢者の意思決定支援と知的障害者、精神障害者のそれとは違うと思いますので、そういうマニュアルの開発も必要だろうと思います。

そして、実は意思決定支援というのは決してバラ色の概念ではなくて、意思決定支援者というのは誰でもなれるのです。そうすると今、海外で問題になっているのは、意思決定支援者による権限濫用です。いわゆるアン・ドゥー・インフルエンスということが非常に大きな問題になっていますので、意思決定支援を進めると同時に、そのマイナスの側面をきちんと排除していくような検討も必要だろうと思います。

まとめとしては、結局こういう問題を新しいネットワークの中で、例えば鑑定の問題であれば医師と福祉士の連携、意思決定支援においても法律専門職と福祉関係職のネットワークの中でうまく連携していくことで解決できるだろうと思っています。前回、事務局長が、ネットワークは決してバラ色ではないということをおっしゃって、それは確かにそうなのですが、でも、このところも一つの重要な概念として捉えていく必要があると思います。

最後に、医療同意の問題ですけれども、これは次回の委員会で別のところで検討しているのが委員会に出てくるということで、それを見て議論したいと思うのですが、医療同意についても成年後見人はあるのかないのかをそろそろ明確にする時期ではないかと思えます。間違っても、更に検討していくみたいな結論は決して出ないと思えますけれども、医療同意権があるとした上で、それをどのように本人に寄り添う制度として役立てるかという検討が必要ではないかと思ひまして、ワーキングでも、そういう視点からさらに検討を進めていきたいと思ひます。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○花俣委員 利用者の立場からということで発言させていただきたいと思ひます。

今、まとめの中で、まず知っていただくことが重要という場面1のところは大変ありがたいことがたくさん並んでおりまして、利用促進のまず第一歩が最初に相談できる窓口が充足されるということかなと思います。

それから、6ページの上から2つ目の○に「成年後見の利用者がメリットを感じられる制度にしていくためには」という文言があります。同じく7ページに「不正事案の大部分は」というところで、「責任や義務に対する理解不足等が原因である」となっています。実は私どもの会員さんの中で、成年後見の親族後見人になられた方のケースなのですが、御主人がサインできなくなったときに、どうしてもなくて公証役場に行かれて、どうにもならなくて結局家庭裁判所の後見センターに行かれ、そして、認知症でもまだ幾らか話はできて、判断力もある頃のことなのですが、30分ほど御主人がインタビューを受けて、その結果、奥様が後見人として資格があると判断されて、御主人様の後見人になりました。このとき奥様は、資格を取ったことが誇らしいことのように感じたとおっしゃっていますが、まず最初に子供さんがどうしてもシドニーで働きたいと言ったときに援助をしようとした。多分、御主人も喜んで援助ができるときはすると思いつつながら、それを御主人様の口座からは出してはいけないと嚴重注意を受けられたそうです。介護の日常の中で大変面倒な収支報告書も毎年作成しなければならないし、それらも大きな負担だったので、今度は御主人様が病院に入院されて、その間の支払いは実は奥様の口座からされたほうが便利ということでそうされたら、御主人の支払いは御主人の口座からしなければならないということで、これが命取りになって、この奥様は御主人の財産管理の資格なしと見なされてしまって、裁判所からの通達で司法書士がつくことになってしまった。その結果、成年後見人は成年後見人の身上監護の事務を分掌する、あるいは成年後見人の財産管理の事務を分けるということになったそうです。

面倒な収支報告書の手間が省けたのはよかったですけれども、毎月司法書士に払う手数料が2万円、年金からの支払いは正直言ってきついです。あるいは、私か御主人かということで、どちらかが亡くならない限り、成年後見人の制度は続く。司法書士が御主人の通帳を見せてくれないので、夫の財産の管理状況がわからず、それが大きな不満ですと話しておられました。

こんなふうにならざる支障が起きてくると、奥さんがいて、息子さんがいて、家族がいるのにそんなもの必要ではないと周りの人から言われて、おまけに大した財産があるわけではないのにというふうに言われたそうです。確かにこんなことがあると、私たち、本当に何もわからない利用者、あるいは後見制度を利用する者にとっては余りいいイメージがなくなってしまうというデメリットがあるのかなと思います。

ここにネットワークをつくるということもあつたのですが、もちろんこれは必要だと思つたのですが、これにはやはりそれなりの時間的なもの、費用もかかると思つたのです。例えば今言つたような事例のときに、もう少し柔軟な対応ができるような、現行制度の中でそんなことについても検討していただければありがたいなと率直なところ思つた

す。

あるいは保佐とか補助など早期の段階から必要な人が制度につながるということは、必要である反面、長期にわたる支援には、その分、費用負担の問題も生じてきますし、あるいは本人のことを考えている家族が身近にいるケースと、そのような家族がいない場合や、虐待など本人にとって望ましくない家族がいる場合で利用の仕方は変わってくるかと思えます、そのようなケースに合わせた利用の在り方ということについても、更に御検討いただきたいと思えます。

あるいは例でありました品川社協さんのように都市部の取組が地方に当てはまるのかどうかということも気になるところで、例えば家族の会の本部がある京都市内では、比較的人も多くて成年後見に関する社会資源もあるのですが、北部ではなかなかそうはいかない。一番近い後見人候補を探したところ、車で1時間以上もかかる人だったということもあったようです。交通が発達していて人口の密集している都心部と同じように考えるのはなかなか難しいかとは考えますので、そのような地域性も考えた取組の検討も必要だなと思えます。

既に議論のなされているところでもあるかと思えますが、一応、本当に素直な利用者の立場からということで発言させていただきました。

以上です。

○大森委員長 問題提起がありました。

村田さんと齋藤さん、すみませんけれども、お二人から御発言いただいて、あと回しますので、村田さん。

○村田委員 久保委員から御発言があつて、それを受けて何人かの委員の方が御発言をされた点について少し述べたいと思うのですが、まず、診断書・鑑定書の在り方といった点について、現在の制度の下では、判断能力の程度が後見・保佐・補助のどの類型に当てはまるのかを判断することが裁判所のスタート段階に課せられている仕事になっております。そういう判断をするためには、法律上は医師による鑑定に基づいて判断することが原則になっていますが、実際には鑑定ではなく診断書に基づいて判断しているケースもふえ、そちらが普通にはなっているのですけれども、いずれにしても医学的な知見を踏まえて裁判所で判断能力を判断させていただいております。

したがって、御本人の能力を実態とずれない形で的確に認定をするためには、医師の方にまさに的確な御意見をいただくということが裁判所の立場からすれば大事なのだろうと思えます。そういう意味で、診断書作成の手引等を裁判所のほうでおつくりして、医師の方に向けて作成のポイントを示しているわけですが、これが障害の実態ですとかいろいろな個別の事案にそぐわない点があるのだとすれば、医師の方から見てこういう点を直すべきではないかという御意見をいただき、そういう点を検討する、あるいは利用者の方々から見て、生活状況や御家族から聞き取った事情を考慮して判断能力を判断すべきではないかというところがあれば、そういう御指摘を踏まえて診断書等の作成の手

引をよりよい方向に見直していくということも、裁判所の運用としては考えるべきかと思ったところであります。

もう一点、何がしかの類型で制度の利用をスタートするという事になったときに、ご本人に寄り添う方としてよりの確な方を選任できているかという御指摘もあったところですが、この点につきましては、今、議論が進んでおりますところのネットワークの中で申立てを支援していく中で、いろいろな御本人や御家族の方の状況、どういった支援が必要なのかという情報が集められた上で申立てがされるということになれば、裁判所としても、こういう方であれば、こういう支援のできる人を後見人等を選任すべきだなどというような形で、よりきめ細やかなサポート体制の構築としての選任ができるようになっていくかと思っておりますので、支援の中核となる機関との間でそうした綿密な情報の提供を受けた上でのサポート体制の構築ということに裁判所としても努めていくべきかと感じました。

以上です。

○大森委員長 齋藤さんもちよっと御発言を。

○齋藤委員 私も、まず診断書の関係で普段実務にかかわっている立場から気づいたことを申し上げたいと思っているのですが、率直に申し上げて、後見用申立ての診断書はかかりつけ医でもいいということで実務上処理しているわけですが、精神科のお医者さんでも後見・保佐・補助の3種類の判断について幅があるなという実感を持っているのです。しかも、先ほど池田委員からも指摘がありましたけれども、診断書の判断能力判定についての意見が決め手になるような体裁となっていて、財産管理処分能力の部分でお医者さんが後見相当・保佐相当・補助相当というような3種類のチェックをするわけです。財産管理能力も一つの決め手にはなっているけれども、そもそも御本人の現有する能力についての専門家としての知見に幅がある。

私ども品川では、なるだけ御本人の現有能力を知っている方に診断書を作成してもらうときにかかわっているのですけれども、それでも幅があるなということを感じております。ですから、先ほど手引書についての改訂などという御発言もありまして、それは是非そういうことの検討が必要だろうと思っているわけです。

あと、私はこの利用促進委員会でもう一点の話なのですが、各地域に後見実施機関、すなわち後見の相談から具体的な後見人による支援というワンストップのセンターが必置で、これなくしてこれからの成年後見の社会的なシステムなどは考えられないと思っているわけです。それはなぜかというと、後見の現場では、ご本人が介護・医療・福祉サービスをすでに受けている方々が多く、その関係者と一緒に支援しているのです。また、それらのサービスを受ける手続き等をしているわけです。ですから、こういった人たちとしっかりかかわっていくという、ほかの方からもありましたけれども、まさにチームとして組んでいくときには、そこに家族だとか、キーパーソンになる人なども加えて、そういった展開がなされないと、これまでの本質的な課題がそのままになってしまうだろうと。つまり、本人不在の後見ということを繰り返すことになるだろうとっておりますので、実際の後

見の機能のされ方を直視して、そういったことをよく承知した地域のワンストップセンターを設置し、しっかりと機能させていかないと、この社会的なネットワークは有名無実のものになるということをつけ加えておきたいと思います。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

川口先生、どうぞ。

○川口委員 先ほど花俣委員から、司法書士のほうで後見になりましたら後見書類の開示がないという話がありました。我々第三者後見人がつきますと、ややもすると本当に財産管理中心の問題というのが今まであったかと思います。今までの話でわかるように、これからは意思決定支援という形になっていきますし、社会的ネットワーク、特に今、寄り添い型という話があったと思うのですけれども、例えば訪問医療、訪問看護、あるいは介護事業所、第三者後見人でもその社会的資源をよく熟知することによって、寄り添い型に近いことができるものだと私は思っておりますし、毎月のケア会議等でこれが可能になるのだと思います。

今まで我々専門職と言っていましたけれども、専門職とは何なのだろうと。訴訟の専門であったり、登記の専門であったり、これは意味がないわけですね。我々は専門職と言っているのですけれども、本来後見に関する職業後見人としてそれぞれ知識のある、経験のある者という意味でやっていかななくてはいけないのだと思います。これにはやはり社会的ネットワークが非常に重要であり、そこの一員として、いかにネットワークを利用させていただくか、あるいはコミットしていくかということになると思います。それによって寄り添い型ができるということも一つ、我々の考え方に今、根づいてきていますので、我々はそういった方向性を持って研修等を行っているところあります。それによって、専門職についてメリットがないというのでは、本当に成年後見制度が利用促進されないわけですから、ここは我々が認識を持ってやっていかななくてはいけないところかなと。小さな点ですけれども、そういう点も考えております。

それと、新井委員から話がありました意思決定支援を中心にやっていっても、問題となっているのが意思決定支援者の権限濫用という話がありました。この辺は、我々はこれから意思決定支援を中心に、ネットワーク中心に支援をしていく、寄り添い型をやっていくといっても、最終的には後見人等の濫用を防止することは必ず必要になってくると思います。障害者権利条約の12条4項にも権限の濫用の措置をとるということと、5項にも恣意的に財産が奪われないように措置をするということがあります。これは後見人等がやることに対する措置ということですので、我々はそのに対して不正防止のためにしっかりしたものをつくらなくてはいけないというのは、ネットワークの意思決定支援と並行的に必要なになってくるのかなというイメージが今ありました。意思決定支援をしても権限の濫用があるというお話は、非常に大きな重みのあることかなと思いました。

以上です。

○大森委員長 先ほど齋藤さんがおっしゃった後見実施機関ですけれども、それがまずあって、イメージをすると、その実施機関を含めて、一定の地域の中で関係者及び関係機関が集まって全体をサポートする体制をつくるのが、ここで言っている社会的ネットワークというふうに考えていいのでしょうか。そういう構造になっているのですね。

○齋藤委員 そういうイメージです。

○大森委員長 あれは先生の先ほどの御発言で、この前も新井先生の御発言であったと思うのですけれども、ちょっと私の感じで、社会的というのはわかりにくい。

それで、すみませんけれども、ワーキング・グループのほうで、これはずっと説明を聞いていると我々はわかるのですけれども、社会に伝わったときに「社会的ネットワーク」と、これ自身がまた難しいので、もうちょっと実態をあらわすような表現の工夫がないかと私は思っているのですが、新井先生、すみません。いちゃもんつけているわけではありませんので。

○新井委員 社会的ネットワークという言葉を使ったのは私が言い出しっぺで責任も感じておりますけれども、確かに委員長のおっしゃるとおり、社会的ネットワークの「社会的」が何を意味するかというのは、やや曖昧で漠然としたところもありますので、ワーキングにおいて、よりいいネーミングを考えたいと思います。今までの流れからすると、地域という概念は外せないという感じがしておりまして、例えば地域連携ネットワークなどが一案ですけれども、そのような方向で考えていきたいと思います。

○大森委員長 よろしくお願ひいたします。

それでは、ほかの方。

山野目さん。

○山野目委員 ありがとうございます。

今、委員長から御指示をいただきまして、社会的ネットワークということで議論してきた中身は相応の根拠があるものであるけれども、もっとわかりやすい見出しも考えて議論してほしいという御指示もいただきました。おっしゃるとおりであって、私の受けとめる感覚では、地域ネットワークを議論してきたものであろうと考えていました。本日の御議論の中でも、その地域ネットワークを議論していく中では、齋藤委員から一方の柱として、連携の中核を担う機関というものが需要であるという議論をいただきました。それから、齋藤委員もおっしゃいましたけれども、久保委員が、チームの大切さということもお話になりました。同じ地域ネットワークの問題であるとしても、中核機関の話とチームの話とはやや性格が異なることでしょう。それぞれが論点を形成していて、今後も議論を続けていかなければいけないと考えます。

議論を続けていかなければいけないですが、考えてみますと、ワーキングはそれぞれこの後1回の会議が予定されておりまして、その後、委員会における議論にそれを反映させて、次第に取りまとめに向かっていかなければいけない、私たちはそういう段階に来ております。中核を担う機関とチームについて、これから両方のワーキングにおいて議論を深

めていかなければいけないと私が感じているところを申し上げますと、まず連携の中核を担う機関につきましては、その設置主体、運営主体はどうあるべきか。それを考える上で、市区町村、都道府県、国の役割がそれぞれどのようなものであるべきか。更には、各地域においてそれを整備していくに当たっては、一遍に全てというわけにはまいりませんから、機能としてまず優先すべきものは何かということを見定める必要があると考えます。ここまで連携の中核機関のお話であります。

もう一つ、チームということの重要性の御指摘をいただきました。もとより重要なものであると感じますが、支援のためのチームの構成員としてどのような方々に入っていくことが望まれるか。そのチームは、他のいろいろな関係者と地域において福祉・医療等でどのような連携を図っていくことが望まれるか。これらの点を、残された時間は潤沢ではありませんけれども、2つのワーキングにおいて鋭意審議されていくべきものであると感じております。論点の確認の意味で発言させていただきました。

○大森委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○新保委員 先ほど村田委員のほうで、診断のところで手引書の見直しということがあって、とても大事な発言かなと思いました。診断書のウエートは大きいと思いますが、是非手引書の見直しとプラス、診断書のフォーマットを確立してほしいと思っています。フォーマットがある程度きちんとしたものがこの中に、今も身上監護とかいろいろなものが入っている。ぶれないためには、手引書と診断書の中身がセットになるべきではないかと思うのです。そうすると、今、いろいろな議論の中のかなりの部分がフォローできてくるのではないかと思っていますので、是非そことのセットということで御検討いただければうれしいと思います。意見ということで、よろしく願いいたします。

○大森委員長 櫻田さん、どうぞ。

○櫻田委員 今、各委員のお話を聞いていた中で思ったことをお話しさせていただきたいと思うのですけれども、意思決定支援の強化というお話が出ていたと思ひまして、障害別のマニュアルをというお話も出ていたと思うのですけれども、これはやはりすごく私自身も必要だと思います。私自身も利用する立場として、同じ一つのマニュアルしかない、障害別にもそれぞれ対応が違いますし、内容も異なってくると思うので、これはすごく必要なものだなと感じました。

あとは医療同意のことに関してもお話が出ていたと思うのですけれども、医療同意は医療を使うのに同意する部分もあると思うのですが、逆に御本人が、私たち当事者が医療を使いたくない場合はどうするのかという問題も出てくるのかなと、お話を聞いていてふと思いました。そこら辺の部分も御議論いただければいいかなと思いました。

以上です。

○大森委員長 先生、御発言いただければ、お願いします。

○土肥委員 今、診断書の問題等も出ていたところで、まず1つです。やはり成年後見制

度が生まれたとき、現状では財産管理を中心に組み立てられているというところから、診断書や鑑定書も財産管理能力を問うと、それによって後見・保佐・補助を分けるということが根底にあるということだと思っております。なので、そうではなくて、意思決定支援の制度にしていくのだというところがまず据わらないと、全体として変わっていくのはちょっと難しい。法律として、御本人の意思決定を支援して、必要な支援を必要な範囲でやる。そうするとやはり3類型では基本的に矛盾していく。3類型、後見だったら全部管理していいよというような制度ではなくて、その御本人の生活のためにはどういう支援が必要なのかという本人の支援を中心に考えるとすれば、この委員会でもどのように取り扱われるかは承知しておりますけれども、やはり3類型自体を考えていくことなしに制度自体を変えていくのは難しいのではないかと思いますという意見が1つ。

身上監護を重視していくという方向にいずれにしても今あるということは明らかで、障害者権利条約も批准して、その方向が重要ということは明らかでありまして、私ども弁護士も財産管理の専門職として、身上監護のための財産管理なのだということは研修などでも強調しております。ちょっとだけ言わせていただければ、結構親族間紛争が激しい中で、御本人のためにどう財産管理していくのか。こちらの親族からは苦情の電話が入り、こちらの親族からは解任を申立てられるというようなケースも多々ありまして、その中で一生懸命考えながらやっているところです。

先ほど、通帳も見せてくれないとか、息子さんの支援ができないというようなお話がありました。非常にそこは迷うところなのですけれども、1つは通帳を見せられないというのは、後見人だから見せられないのではなくて、今の日本の制度の中では、たとえ妻であっても、親族であっても、通帳をぼんぼん見せろということにはなっていない。その証拠に、銀行では見せてくれないわけですね。昔はできたのですけれども、今は妻ですと言って夫の通帳、今、幾らありますかとか、定期預金はありますかと聞いても答えてくれない。それが今の日本社会の決まりになっているので、後見人としてもぼんぼん見せるわけにはいかないということになっている。息子さんの支援を何でしてはいけないのかというのも、その場合には必ず支援するのが普通だというふうには日本の社会ではなっていないので、そのあたりも含めて議論していかないと、絶対に息子さんの支援はできないという制度ではないと思うのですけれども、その辺がもっと、こういう場合はこうするのが一番いいのではないかなというようなこととか、通帳はどこまで見せるべきなのかとか、そういう議論が決まっていけば、後見人としてもこうしますということができていくのかなと。

そういうもろもろのことを考えますと、やはり御本人の意思決定を支援して、御本人の生活がどうすれば一番安定していくのかという財産管理中心の制度ではなくて、福祉の制度として生まれ変わっていくという方向性が一番求められていると思いますし、そういう福祉のサービスというか、福祉制度の一つなのだという方向で、変わっていくのは1年後に変わることに、10年後に変わることに、いろいろあると思うのですけれども、その方向で議論をして、少しずつでも変えていくことが必要なのかなと思っております。

○大森委員長 そんなに柔軟にはいろいろ運びにくいという話ですけれども、細かくいくと必ずこの議論になるのです。

瀬戸先生、ちょっと御発言いただけますか。

○瀬戸委員 さっきから診断書・鑑定書の話も出ておりましたけれども、先ほど先生が言われたように、我々は最初にこの成年後見制度が始まったときに、それまでの禁治産制度の鑑定書とは意味合いが違うと、我々はそういうレクチャーを受けました。それはなぜかという、財産行為及び法律行為を行う制度であると、それについての鑑定書を作成するようにということだったのです。ですから、今もその部分で当然書きます。そしてまた、最高裁判所のホームページには診断書のフォーマット、そして鑑定書のフォーマットが出されました。これは非常にスムーズにいけるようにということをつくっていただいたのだと思いますが、正直申し上げると、それまで鑑定書を一生懸命書いていた者からすると非常に書きづらくなりました。それはなぜならば、財産のことができる援助を要することがあるときにできない、それしかないのですね。そうすると財産行為しか書けない。ですから、今の形でいけばやむを得ない。ただし、それともう一点、書く側からすると、先ほど齋藤先生が言われたように、いろいろな医者がおります。ただ、一生懸命、鑑定書を書くのは、やはり常日ごろのことを見ている、もし見ていないのであれば速やかに書いてはならぬということを我々は会員に対しては周知しております。

ところが、ここでもう一つ問題があるのは、家庭裁判所からはできるだけ速やかにという要望が来る。何日で書けますかということも回答しないといけないわけです。その期間までアンケートをしなければならない。そうすると、初めてお会いになった方をおおむね何カ月と書くと大体家裁のほうから困るという回答が来ます。もう少し早くしていただきたい。その中で作成するときに、もう一点あったのは、今、診断書だけで済むケースがある。我々が最初にこの制度のレクチャーを受けたときは、後見・保佐に対しては鑑定書を要する、診断書はあくまでもスタートだということですが、今は先ほど言われたように、診断書だけでその後の連絡のないケースというのはかなり出てきている。診断書だけで後見になったのだなと後で理解しているのですけれども、やはりこれはきちんとした鑑定書の場合は、先ほど家族の会の方とかが言われましたけれども、なぜその判断をしたかという説明文をかなり書きます。そして、このようになると、IQを測定したらどうだと。しかしながら、今までのトレーニングによって、1桁の計算はできないのだけれども、買い物はできる、電卓を使うことができる、そういうことも随分書きます。だけれども、最後の文面には、財産管理が一人でできるかできないかにチェックしなければいけないという、その辺はあると思います。そこだけは御理解いただきたいというのが1つ。

もう一点、やはりきちんと鑑定書を書くということ、これは利用促進をやることと反する部分もあるのかもしれませんが、余りにも今風に簡単にして、ホームページ上、パソコン上でクリック入れるだけで済むというのは決して利用促進にはならない。各医者のモチベーションも上がらない。意味も伝わらないということで、逆に書くことを尻込み

します。簡単なほうが書きやすいのではなくて、これだと誤解を招かないかと。先ほど先生が言われたように親族間の紛争はすごく多いです。カルテ開示で我々に鑑定書の開示というのはしょっちゅう来ます。ほかの家族からどんな鑑定書を出したと。そのときに簡単なものでは困るのできちんとしたものを書く。ただ、相反するところがあります。そうしたら、そんな厄介なことをおまえはこの委員会で言ってきたのかという話にもなるかもしれませんが、そうしないと伝わらないのではないかと考えています。

以上です。

○大森委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○法務省 意思決定支援という非常に重要なテーマについて御議論いただいていると思います。これ自体、非常に重要なことだと思うのですが、例えば御本人にとってどのような施設に入っていただくのがいいのかを決めようという場面で、御本人は日常的にかなりコミュニケーションがとれるし、自分の意思も伝えることができる、施設を何カ所か見てもらったときに、ここがいいというようなことをきちんとおっしゃる。そういう方に成年後見人が要らないのかということについては、是非あわせて議論していただきたいと思えます。つまり、御本人に契約させていいのかという問題です。

今の民法は、成年後見人が事務を行うに当たっては、本人の意思を尊重しなさいと書いています。しかし、その上で契約するのは成年後見人である必要があるだろうという前提でつくっているのですね。御本人の意思の尊重という部分の実務上必ずしもきちんとされていないのではないかと御指摘があり、あるいはそういうことが起きているのかもしれませんが、例えば1,000円札と1万円札の区別がつかないとか、あるいは10万円というお金がどの程度のものなのかということの把握が十分でないという方に、例えば施設に入ったときに月に10万程度かかるというような契約を御本人にさせていただくことがいいのか。それは問題だということだとすれば、一体誰が契約するのかということもあわせて考えていかないといけないのではないかと考えています。

以上です。

○大森委員長 だんだん議論が難しくなりつつあるのですけれども、どうぞ、今日は自由に御意見を出していただいて結構です。

○伊東委員代理 今のお話にもつながることかもしれませんが、市長申立て、あるいは申立ての相談を受けるときに、障害者の方も施設の中でお年を召されて、もともと契約されていた親御様もお年を召されるというケースがふえています。その中で、入所して何年もたつと、親が他界したり、あるいは親自身に支援が必要になったりして、入所者本人の財産はどうしているかという、施設で管理している。親が亡くなってしまったときに、入所者本人にそれなりの貯蓄があって、そこで引き続き何年も施設が管理してしまう。そうしているうちに別の遠縁の親族が出てきて、私が管理するから渡してくれ、あるいはもう本人を退所させてくれ、家で面倒を見るのだというケースで施設側が心配して相談に

来る場合もございます。

そういった場合は、基本的には親に支援が必要になった段階、あるいは親が他界した段階で速やかに後見制度の相談などをしていただければいいのですけれども、恐らく多くの施設で同様に財産を管理しているのではないかとこのことをひとつ危惧しています。

それともうひとつ、話はちょっと変わりますのですけれども、先ほどチームという話があったのですが、私が思ったのは、ではそのチームはいつどのようにつくられるのか。そして、そのチームは誰がどうコーディネートするのかと、そのタイミングの問題があると思います。特に障害のある方、あるいは認知症の方の生きづらさ、困難さに配慮するという意味では、後見から支援が始まるわけではなくて、後見の前から既に支援は始まっている。となると、申立て段階で本人に必要な支援をきちんと見きわめる。司法の機関も含め、こういった支援が本人にとって必要なのかを見きわめた上で、その後、そのマッチングですね。こういった方が後見制度による支援をしていって、しかもそれを本人、御家族に理解していただくのかというのをきちんと整理していくという意味では、申立て段階、申立て前にきちんと支援者で、その本人の支援をその後こういったチームで、それぞれのメンバーがこういったところを支援していくのかというのを本人あるいは支援者相互に、あるいは施設、家族に理解していただくという作業が必要なのかと思いました。

以上です。

○大森委員長 自治体で今、生活困窮者自立支援をやっているでしょう。ちょっと似ていませんか。

○伊東委員代理 そうですね。私の部署では今、権利擁護支援と生活困窮者支援をしております。生活困窮者の自立支援もさまざまな機関が集ってそれぞれこういった支援をしていくのかというコーディネート全体でしているという仕組みだと思いますので、委員長御指摘のとおり、似ている仕組みだと思います。

○大森委員長 自治体の現場でこれもつくれ、あれもつくれとみんな個別につくるのは難しいですね。だから、ワンストップでそれこそ一つにしておいて、そこでうまくさばけるようにしておかなければ実際には動かないですね。

○伊東委員代理 倉敷市での私の所属する福祉援護課は昨年度新設された課で、2年目になるのですけれども、福祉のセーフティネットの課ということで、権利擁護、障害者・高齢者の虐待防止と成年後見制度、生活困窮者の自立支援にかかわってまいりました。生活困窮者の中でも障害の支援ニーズのある方は多いです。しかも、その中でこれは後見制度のニーズもあるな、あるいは虐待の相談で、これは虐待防止の支援ともう一つは、その虐待をしてしまっている家族の側にも支援が必要で、必要な支援が後見制度だというケースもありますので、そういった意味では、いろいろな支援の仕組みをどんどんつくっていったらふやしても、自治体のほうでも調整に窮する場合がありますので、委員長御指摘のとおり、まとめるという意味ではないかもしれませんが、いろいろな支援の仕組み、支援のチームがつながっていくことが必要なのかと感じております。

○大森委員長 ありがとうございます。

ほかにどうぞ、御意見を伺いますけれども、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○土肥委員 1つは、意思決定支援をしていけば後見制度は要らないのだろうかという御指摘もあったのですが、理想だけ言えば、やはりケースによるということではないかと思うのです。御本人の支援として何が必要なかということ、いろいろな周りの方が支援していけば、確かに1万円と1,000円札の違いがよくわからない場合もあるけれども、いろいろな支援をすることで、その施設に入って、自分の年金なり財産を使って、今は自動引き落としもありますので、そういうシステムなどを使って、御本人の中で財産も管理できていくというようなケースもあろうかと思えますし、財産管理を別途ほかの方がすることが必要であったり、そのほうがその方にとってはいいというようなことになれば後見制度を利用するとか、いろいろなケースがあり得るのではないかと考えております。

そういう形で支援の一つの制度として成年後見制度があるということで、何らかのセンターなりを地域につくっていくということを考えたときに、ワンストップという話もあったのですが、そういうものがあるということは、非常に利用のしやすさにつながっていく。どこに相談に行けばいいのかわからないというのはすごくあって、あそこに行けばとにかくいろいろな相談ができて、後見制度の申立てもできて、申立てた後も支援してもらえるのだということ。今、例えば東京ですと、成年後見センターみたいなものが23区は各区にあるのですが、現状では余り認知されていなくて、高齢者がどうしても中心になっているので、私もつい最近、障害者団体の方から、こういう後見制度の相談はどこで相談すればいいのですかと聞かれて、立派な後見センターがある区なのです。何でそれが知られていないのだろうかとすごく思ったばかりだったので、やはり公的なセンターができていくということ、それが周知されていけば、とにかくそこに行けば何とかかなるというような機関ができていくことが利用促進には必要だし、利用促進していく中で、そういういろいろな困難を抱える方の支援にもなっていくのではないかと考えています。

○大森委員長 ありがとうございます。

では。

○新保委員 利用する立場というのは、私は自閉の息子がいて、ちょっと悩むかなと思うのですが、ニーズの二重構造になるかなと思っています。親のニーズと本人の意思決定ニーズの違いというのは、どういうことかという、私はこのためにこのくらいの財産を残したいと思って残すのですが、実際に今の私の息子の能力からいくと、恐らく白紙のところ印鑑を押してといたら、ぼんと押してしまうと思う。その財産というのは恐らく違うことで取られてしまう。先ほどのセーフティーネットもありますが、ワンストップのところには是非こういうセーフティーネットのものが入ることによって初めて使えるのではないかなと、その不安をすごく持っていましたので、ワンストップというのは本当にセーフティーネットを含めて1カ所のところに集めることによって守っていただ

けるものが少し見えてくると安心するかなと思っています。現況の中でこの制度に対しては、一利用者として見た場合には強い不安を感じるというところがあるので、そこら辺を解消するものを何かこういうところで見出していただければうれしいかなと思ったので、よろしくをお願いします。

○大森委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○川口委員 私も、区の虐待対応の検討委員会等に所属している中で、やはり非常に複雑な関係が最近が多いのだと思います。特に虐待の場合に認知症の親御さんがいて、それを虐待している擁護者が息子であって、精神的な何らかのダメージを受けている方だといった場合には、成年後見制度を利用すればいいという問題ではなくて、これには擁護者をどうやって支援していくかというのが非常に大きな課題になると思うのです。その場合には、やはり保健師ですとかいろいろな関係機関のネットワークが必要になってくると思います。それに恐らく生活保護が絡んだり、分離が絡んだりという話が多いと思うのです。

こういったようなものになると、ネットワーク自体も結構複雑な形になっていきますので、ここは一つ市区町村、大変だと思うのですけれども、そこをかなめにしてネットワーク化を結んでもらうというのは非常に大事なのかなと私は考えております。この辺は本当に相当議論していくことによってできていくのかなという気がいたしております。

○大森委員長 齋藤さん。

○齋藤委員 ちょっと新しい、今まで出ていなかったところに触れたいと思います。配布資料の別添2の7ページ、各ステージにおける御説明の中で、先ほど委員から意思決定支援のところでの親のニーズという言葉が出まして、それを受けて7ページの「任意後見型の信託の開発にも積極的に取り組むべき」、それからその下の「地方の金融機関や、金融機関以外の新しい信託の受託者も考えていくべき」という部分です。私どもも障害者の親御さんや高齢者本人が認知症になって自己決定が困難になった場合の備えとして、任意後見制度や公正証書遺言の活用等をアドバイスしてきましたが、年々信託への期待、質問というのは非常に目立ってきまして、社会的システムという名称はこれから変えていくにしても、そういう社会的システムの中で新たに信託の活用、高齢者や障害者等の生活支援のための福祉型信託などは依然として足踏み状態でありますので、これからの成年後見制度がより福祉の制度として位置づけられる中で、信託もより福祉に機能するものとして検討を、時間の制約もあるでしょうが、一つこの道筋などをつくられたと感じているわけです。

以上でございます。

○大森委員長 御議論は場面7ですね。

山野目先生、何かこのあたりで御発言があれば伺いましょうか。

○山野目委員 ありがとうございます。

新保委員の問題提起を受けて、今、齋藤委員から場面7について、とりわけ福祉の考えに留意した、それとの連携を意識した信託というお話をいただきました。本日は別添2と

いう仕方で事務局において場面1から7までに整理していただいたところでありまして、冒頭に委員長からも、場面7というものは場面1から6を全て踏まえた関連があるものですね、という御案内もいただいていたところですので。こちらのほうを、これからあとワーキングの回数は残されたところ1回で、そこでの論議を踏まえ委員会における審議も充実させていかなければなりません。自分なりに4点ほど委員の方々に今後議論を深めていただきたいと感じているところがございます。

1点目は、連携の中核となる機関を各地域においてつくっていくというお話にこれからはなりますが、そこに何を願うのかということが、一方ではワンストップの考え方を忘れてはいけないという御指摘もあるし、半面において、その中核機関に何でも担わせてバラ色になるというものでもありませんという御注意もいただいています。広い意味での何らかの後見の監督にかかわるような機能を、これからつくっていく地域の中核機関に同時に担ってもらうことになるか、担ってもらうことになる時、その全部か、あるいはある部分かといったあたりは、まだちょっと明らかになっていない部分があると感じます。これが1点目です。

2点目は、そもそも不正を起しにくくする仕組みを強化していかなければならないものでありまして、今までは後見制度支援信託ということで最高裁判所のお声がかりで頑張ってきてこられたものであり、これはこれでももちろん続けていただくことにはなりますが、これと並び、あるいは場面によってはそれに代わる仕方で、地域の金融機関などに預貯金の管理運用方策の充実などをお考えいただく必要があります。この論点も育てていかなければならないと考えています。

3点目ですけれども、いざ後見等が始まった後、個別の後見等の業務において日常的なチェックが必要でありますし、チェックと裏腹をなして相談も細々とあると思います。今までは何となく全部を家庭裁判所の監督という仕方でしてきたものですが、よくその事務の中身を拝見し、精査すれば、引き続き家庭裁判所に担っていただくということになるか、そうではなく、より充実させた形で新たな今後の在り方を考えていくべき部分もあるのではないかと、といった点があると考えます。

最後に4点目ですが、任意後見制度において不正の温床になっている部分がなきにしもあらず、である。今後、任意後見制度の活用は促進していかなければいけません、そうであればこそ、なおさらとりわけ、こと移行型の任意後見契約において、ここがいわば監督行政的といいますか、あるいはオフィシャルなコントロールの空白領域になっておりますから、この機会にここについて何か考えを進める必要はあるものであろうと考えます。

以上4点を申し上げましたけれども、もちろん私たちのミッションとしては、年内または年度末までに限られた期間で基本計画の下になる委員会報告をつくっていかなければならないものでありまして、ここで直ちに今の審議においてゴールになるというか、合格点をいただくような成果、方向性を示すことができるということにはならないであろうと感じます。しかし、全部が引き続き検討になるというようなことでは困るのでありまして、

委員会報告からそれを経て基本計画になった後の方向づけは、今、挙げたような4点についてはしていかなければならない。

私もワーキングのほうで一所懸命させていただきたいと考えますが、是非委員の先生方の御議論を深めていただきたいと感じているところでございます。

○大森委員長 大事な御発言ですので、今、山野目先生がおっしゃったような論点と、それから、今日は久保さんから最初に御発言があって、それに皆さんが触発されているいろいろな御意見が出ました。そのあたりは重要ですので、事務局のほうで少し論点を整理していただいて、次回に何らかの形で御報告いただけるような準備をお願いしたいと思うのですが、それはそれとしてよろしいですか。

○事務局 わかりました。

○大森委員長 では、そういうことをお願いした後ですけれども、皆さん方からどうぞ。

○河村委員 ワーキング・グループの皆様には、いろいろな観点から御検討していただき、ありがとうございます。

前回もお話ししたのですけれども、地域のネットワークをどうするかという問題が相当いろいろな観点から、議論されていると理解しています。そういう意味では、成年後見制度そのものは私の町でもそれほど多くないのですけれども、最終的には市区町村長申立てを出すということで何件か申立てをしております。

先ほど伊東委員代理からもお話が出ましたように、申立てまでの過程は、いきなり行くのではないのです。保健師、福祉関係の職員、そういう専門職が関わって、いろいろな意味で最終的に、これは成年後見制度を使わないと財産管理ができないという意味で、あるいは自分の息子に虐待をされるというようなことが起きてきて申立てに行くという結果であります。地域のネットワークというのは非常に重要なのですけれども、それも大都市と小さな町村では相当違いがあると思います。これを一律的に全国の市区町村にそういう機関を設置するというについては、十分に議論をした上で、地域の実情に合った形で議論してほしいなと思います。そうしないと、お金もない、人員もない、そういう町村で一つの組織をつくったときに、それが全く逆に言うと、うちの町にとっては大きな負担になって、それが機能しないということになってしまいます。そういうものを全国一律に決めるのではなくて、地域の実情等を議論しながら、もちろん社会的ネットワーク、先ほど地域ネットワークというふうに言いかえたらどうかということですが、それは十分に必要であるというのは承知しております。そこまで行く過程を再三にわたってお話しさせていただいていますけれども、今後ともワーキング・グループの皆さんに知恵を絞っていただきながら、議論していただければありがたいなと思います。

○大森委員長 今のことはもっともですね。両主査の先生方、それを念頭に置いて御検討いただければと思いますけれども、よろしゅうございましょうかね。

それ以外のこと、どうぞ。

○村田委員 山野目委員の御指摘の論点と、今の河村委員の御指摘にも関係するところな

のですけれども、まず、中核機関についてワンストップの要望があって、それについては相談等があったときに逃げないといいますか、たらい回しにしないという意味においてのワンストップの重要性というのは非常に高いと思うのですけれども、他方で、そこに行ったらすぐに何でも答えが出るような体制がすぐに組めるかという点、それは簡単なことではない。今、河村委員のお話もありましたけれども、恐らく容易なことではないだろうと思われま。す。どれだけ重厚な組織をつくったとしても、非常に個別性の高いいろいろな相談にすぐ答えられるというものでもないだろうと思いますので、そういう意味では、相談があったときにそれをしっかり受けとめつつも、どうそれに対応するかという点については、今日、チームというお話が出ていましたが、少し時間がかかる作業になるかもしれませんけれども、そのセンターの中で常勤でいる人に限らず、地域の資源のそれぞれ有用な知見等を持った方々が集まってチームとして会議を開くなどした中で、これがベスト・ベターではないかという答えを見出していくことのできる体制が組めるような窓口として、何がしかのものがあつたほうがいいのではないかと御議論になるかと思ひます。

そうなつたときに、その中核機関に何を担っていただくかというところの優先度を考えたときに、相談があつたことに対する支援という側面と、今日お話が出ていゝる中でもありましたとおり、不正防止という意味からの監督という面があるかと思ひます。その中核となる機関に、今、裁判所がやつていゝるような監督をしてほしいということには恐らくならないのだからと思ひます。家庭裁判所において、その後見人による事務が正しく行われていゝるかどうかを審査して、その後見人にそのまま続けていただいゝていいのか、あるいは別の後見人を追加するなり、あるいは後見人をやめていただくなりすべきかという判断については、家庭裁判所が権限と責任を持ってやつていゝることにはかわりがないだろうと思ひますので、中核となる機関に裁判所がやるような監督そのものをしてほしいということにはならないだろうし、裁判所としてもそのようには考えていゝないところだす。

しかしながら、裁判所に寄せられる相談の中には、例えば財産面の相談と生活プランの相談が不可分になつた相談がたくさんあるわけだす。財産はこゝういゝ財産があるのだけれども、この中でこゝういゝ機能の高いものを買つていゝだらうかとか、家の改修をどの程度やつていゝだらうかとか、いろいろな相談があるわけだ、そこは財産の使ひ方と生活のレベルをどれぐらゐ高めるかという話が渾然一体となつていゝるわけだす。こゝういゝた相談については、なかなか裁判所としては的確な答えを出せない、出すだけの能力・知識がないというところがありますので、そこは中核となる機関において、財産状況を見ていただきつつも、地域の中でこゝういゝ公的な支援を使えばより実効性の高い形で生活のレベルが維持ないし向上できますよというよゝうなアドバイスが得られると非常にいいと思ひますので、財産状況を見ていただくという部分では、ご本人の支援のためにセンターに行く情報と、やがて裁判所に監督という面で行く情報とが重なる部分が相当あると思ひます。

したがつて、情報がセンターに相談という形で行つて、必要な福祉的な相談等がされて、そこに解決の道筋があつた上で、あとは使ひ方なりとして不正な点とひいませか、問題と

なる点はないだろうかという部分に関しては裁判所にちゃんと情報が届いて、裁判所は裁判所としての監督を続けていくというイメージになるのかなと思います。そういう意味では、主として中核機関には相談にいかに応じていただけるか、それもその組織独自で全部抱えられるわけではないと思いますので、それをコーディネートする役割をつくっていただけるかどうかということになると思います。

あと付随的に申し上げると、前提として、そもそも不正が起きにくい仕組みをつくっておくと、後見人になる方御自身も安心でしょうし、周りで見ている方も、それからチェックする裁判所も安心できるというところはもちろんですので、今取り組んでいる後見制度支援信託よりももっと使いやすく、かつ不正防止にもなり、財産管理を容易にするような、より地域に密着した形での財産の安全確保策、金融商品的なものの検討も含めて進めていく必要があるのかなと感じたところです。

○大森委員長 今の監督機能というか、権限と責任は家裁が負うということは私もわかるのですけれども、その権限を行使するときの仕方の一部として、何らかの形で支援チームと一緒に事実上の御相談をするということは十分あり得ますでしょうか。その程度の柔軟性がないと、きれいに分かれるなどということではできないので、どこかでそういう工夫が要りますね。そのことはよろしいのでしょうか。最終的な権限が家裁にあることはわかりますけれども、そうでないと、家裁のほうからそれを離してもらってしまうと逆に言うところの困るのです。ただ、現状のような形だけではいろいろなことが解決できないので、もう少し踏み込んだ支援するような仕組みが欲しいということについては、よろしいでしょうね。

○村田委員 委員長がおっしゃるとおりだと思います。情報がワンストップのところに行って、そこである程度仕分けというか、スクリーニングという形になって、裁判所がいわゆる監督というのをしていく中で、必要な情報は当然裁判所にも来るのでしょうか、そうではない形の支援に結びつくべき情報は、支援する機関のほうにきちんと流していただき検討していただく、そういう形で裁判所とその機関とが密接な連携をとっていくという形が望ましいのではないかと考えます。

○大森委員長 不正が起りにくい仕組みはできるのですか。どんな仕組みをつくったって悪いことをするやつは出てくる。悪いことをしようとしても、しにくいという仕組みを考案してくださるといいと思うのですけれども、そうしたら多分チャレンジしますよね。世の中はそういうものだと思うのですけれども、しかし、それでも現在と比べれば非常にしにくいというのを何とかして今回工夫していただいて、つくっていただいたらどうかと思うのです。

○村田委員 今、委員長がおっしゃった点に関しては、不正防止のワーキングを中心にして、ヒアリング等でも御意見が出たところでして、一番端的に出た例が、後見人と後見監督人の2つの届出印がないとおろせない預金のようなものは、比較的そう手間がかからずにつくれますよというお話があって、そういったものがより実効的な形で普及すれば大変望ましいかと思えますし、それが特に裁判所の決定ですとか指示書がなくても、要は複数

の目が入るような形になれば、結果としては不正の防止になると思いますし、逆に言うと、一々裁判所に相談しなくても使えるということになれば使い勝手もよくなるという面もあるかと思いますが、そういった形での不正防止策は、より検討を詰める必要があるのではないかと感じたところです。

○大森委員長 齋藤さん、どうぞ。

○齋藤委員 私も今、村田委員がおっしゃるのと近いイメージを持っているのです。ただ、これからワーキング・グループで議論をしっかりとしないといけない1点として、不正防止のためには中核となる機能を持つところが何らかの監督的な権限を持たないと、御本人の個人情報をしっかり後見人と共有できるかという法的な部分での問題が出てくるのだらうと思っているのです。単なる相談、支援ということであれば問題にならないものの、御本人の財産上や生活上の問題が渾然一体となっている場面では、ある種一定の監督権限を持たないと、個人情報の保護の観点での当事者間や関係者間で情報共有についての見解の相違等がでてくるのが危惧されます。

ですから、そういったことも含めて、中核の機能を持つところにこれからこういった権限を与えるかということが相当な議論になるのだらうと思うのです。ただ、それを解決するには、その地域の行政がしっかりかかわるといえる点で言えば、一定の個人情報の取り扱いのルールを取り決めて、しっかりとしたルールに基づいた管理体制ができれば進められるという展望が持てるわけですが、その辺がちょっと気になりました。

以上です。

○大森委員長 実施機関と呼ばれるものが、そこの支援を受けている後見人が行動することになると、要するに一種の不正はしませんというエンドースになるのですね。多分、実施機関側が責任を持って、この人ならばということをお勧めして、家裁で認められるという、それ以降の行為についても、どこかで実施機関は何らかの責任を負うこととなりますね。だから、保証機能がつくということに多分なりますね。そういうものをイメージして作り出すのかどうかということも論点の一つではないかと思います。

ほかに御意見はございますか。

どうぞ。

○川口委員 私も今、齋藤さんがおっしゃったように、やはり個人情報の問題はしっかりした議論をする必要があると思います。我々は司法書士の団体をつくっているわけですが、この中で残念ながら不正が生じております。監督をしてきたのですけれども、それでも不正が生じるというこの確信犯的なものに対する不正防止というのは、やはりしっかりしたものが必要になってくると思います。それには先ほどの個人情報の取得も必須だと考えておりますし、その機構というものが何らかの形で提言されないと、今回の不正防止ということに関して特別に附帯決議があったところに対応できないのかなという思いでおります。

これに関しましては、我々、リーガルサポートという団体をつくってやってきた経験を

何とか理解していただければなど考えておりますので、一言申し上げます。

○大森委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○新井委員 今回の論点からちょっと外れますけれども、2点発言させてください。

1点目は、意思決定支援についてです。意思決定支援の重要性というのは何回も繰り返して出ております。とりわけ成年後見を意思決定支援の制度として位置づけるということが重要だと思っております。まず障害者別のマニュアルを開発して、それを一般の方も使えるようにするということが肝要です。

さらには、先ほどの金子審議官の発言に関連するのですが、現行民法は意思決定支援について弱いのではないかというような発言があったわけで、私も正直言ってそう思っているのです。でも、それでは宜しくないということで、やはり民法を所管する法務省としては、もう少し反撃に出られたらいいのではないかと思うのです。先ほど金子審議官のおっしゃった、本人の意思の尊重と生活の状況に配慮するという858条は、実は意思決定支援の考え方を入れているのではないかということをもう少しきちんとおっしゃることも必要でしょうし、それから、保佐人・補助人というのは同意権を持っています。その同意権行使のやり方としては、これは一種の共同決定権の行使だということで、858条と相まって意思決定支援の理念を実現するというような解釈を例えば示されたらどうでしょうか。

それから、先ほどから鑑定書・診断書の問題になっています。3類型があるから自動的に3つ決まるというのですけれども、3類型プラス858条もあるわけです。ですから、その858条の理念も入れた鑑定書・診断書の在り方というものもあるはずなので、是非この点は民法の有権解釈権をお持ちの法務省の検討をお願いしたいと思います。

2点目は、齋藤委員から発言のあった信託の活用ですけれども、これは是非前向きに進めていったらいいと思っております。特に今、世界的な傾向としては、スペシャル・ニーズ・トラストといって、障害者のための信託というものが大きく注目されていて、現にアメリカ、イギリス、シンガポールなどでは盛んに行われておりますので、こういうものもこの分野に導入することが必要ではないかと思っております。

ただ、そのときの問題は、信託業務を反復継続して行う場合は、信託業法という制約があるので、これは金融庁の所管になるのです。金融庁は福祉の分野については関心もないし、また監督も多分難しいと思うのです。ですから、新しい福祉型の信託というのを従来どおり金融庁の監督に置くのか、それともまた別途新しい担い手を創設するのかというのも一つの大きな論点だと思いますので、これについても、もし差し支えなければワーキングのほうで検討させていただきたいと思っております。

○大森委員長 法務省にちょっと弾が飛んだと思うのですけれども、何か一言ありますか。

○法務省 私が先ほど申し上げた趣旨は、1つは、意思決定の尊重という理念は現行法も持っているということです。

もう一点は、意思決定支援の問題をいろいろ工夫をして、御本人の意思決定の支援の仕

組みが何らかの形で制度化され、あるいは運用で解決するようなことがあっても、最終的に財産管理あるいは本人の行為能力を補う。本人の行為能力の制限とそれを補充する制度というのはどうしても避けられないと思っています。

現行の成年後見制度を意思決定支援のものとして、現行の制度というのは今ある民法の狭い意味での成年後見制度という趣旨ですが、それを意思決定支援の制度に書きかえていくというのは、なかなかハードルの高い話で、そうしますと意思決定支援と今、財産管理を中心とした成年後見制度というものの両立を考えていくのが現実的なのではないかと。

今の成年後見人も、御本人の意思を尊重しなければいけないので、その前提として御本人の意思がどこら辺にあるのかということを探るといのが一応前提になっているように思うのです。しかし、今日も議論にございましたとおり、その全てを成年後見人が担っていくのは余りに難しい。財産管理をしなければいけない、本人にかわって法律行為をしなければいけないという基本的な権限を与えられていますので、その付託に応えるような制度でなければいけないし、成年後見人もそれにふさわしい人でなければならぬ。しかし、意思決定支援というのは非常に重要ですが、財産管理あるいは法律行為を行う成年後見人に、御本人の意思決定支援のために一生懸命働いてくださいというのは余り現実的でないのかなと思っています。それでワンストップセンターなり、ネットワークを作って、そこで支援を受けてなされた御本人の意思決定を尊重して法律行為に反映させていく、財産管理に反映させていくというようなシステムが望ましいのではないかと考えているところで、そういう意味では皆さんの大方の意見と私の考えが矛盾しているわけではないと思っています。

○大森委員長　そういうレスポンスですけれども、先生、よろしいですか。

○新井委員　詳しくはワーキングで議論します。

○大森委員長　では、ワーキングのほうでどうぞ御議論してください。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ。

○久保委員　中核になるネットワークをつくって、そこを機能させようという、そして福祉的な視点を持って進めようという御議論は大変ありがたく思っております。ただ、私は知的障害者の相談員もしているのですけれども、いろいろな意味で、いろいろな御相談を受けます。財産管理だとか、お父さんが亡くなったの遺産相続とか、いろいろな御相談を受けますけれども、相談員も相談できるような、ちょっと敷居の低い感覚にさせていただいて、中身は濃くしていただきたいのですけれども、駆け込み寺であるのであれば敷居を低くしていただかないと、相談員もお母ちゃんがしているということが多々ありますし、私も今までの経験で御本人に自己破産にしてもらったこともありますし、いろいろなケースを抱えている相談員もございますので、是非敷居の低いネットワークの機関にさせていただいたらありがたいなと思っています。

以上です。

○大森委員長 それもワーキングのほうで少し検討してください。敷居の低いネットワークだそうですので、どのようにすればいいか知恵を絞っていただければと。

今、5分前でございますので、閉じたいと思うのですけれども、よろしゅうございましょうか。

では、事務局のほうで次回等についてのアナウンスをお願いしましょう。

○事務局 本日もありがとうございます。

今後の日程でございますが、第4回、次回の委員会でございますけれども、12月2日金曜日10時からでございます。所要時間でございますが、2時間または2時間半の予定でございます。詳細を詰めておりますので、それによって時間幅は変わりますので、詳細はまた御連絡させていただきます。

議事録につきましては、これまでと同様、御確認いただいた上で公表いたします。よろしく願いいたします。

○大森委員長 本日は以上でございます。

ありがとうございました。また次回、お願いいたします。